

議員提出第十七号議案

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の五類移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている現在、今後起こりうる感染のピークや傾向を把握するためにも、また、新たな感染症に対応するためにも、「下水サーベイランス（疫学調査）」を全国の地方公共団体の下水処理場で実施すべきである。

感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要だが、PCR検査などでは感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がりや傾向をつかむことはできない。しかし、「下水サーベイランス」を活用すれば、その地域の「見えない感染を見える化」でき、感染の初期段階から、医療機関の検査報告よりも早く感染の兆候が分かる可能性があり、その後の感染の規模や増減の傾向を補完するデータとしての活用も期待できる。

よって、国会及び政府におかれては、早急に、内閣感染症危機管理統括庁が司令塔となり、厚生労働省をはじめとする関係省庁が、地方公共団体とも連携して、下水サーベイランス事業を全国的に実施するよう強く要望する要請する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和五年十月四日

大分県議会議長 元 吉 俊 博

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
厚生労働大臣	武見敬三殿
農林水産大臣	宮下一郎殿
国土交通大臣	齐藤鉄夫殿
内閣官房長官	松野博一殿
感染症危機管理担当大臣	新藤義孝殿